

人口問題審議会の設置

戦後に重大化したわが国人口問題に対する根本方策の樹立を目的として政府はさきに昭和二十四年五月人口問題審議会を設置したことがあるが、同審議会は同年一〇月人口収容力並びに人口調整の二問題を中心として二つの建議を行った後、二五年三月廃止された。しかしその後の諸情況の変化には相當に著しいものがあり、最近における出生率の低下は極めて急速度に進行しているが、人口増加の余勢もなお極めて強く、人口対策は最近の諸情況に即応して更に具体的かつ継続的に検討されることになつてきたので、政府は昭和二十八年八月一日の政令を以つて再び人口問題審議会を今回は常設機関として設置し、財界学界その他各界の有識者を集めてこれが対策の樹立にあたらせることとなつた。関係政令並びに委員氏名等は以下のとおりで、その第一回総会は昭和二十八年一月一三日首相官邸ホールにおいて開催された。爾來總會を開催すること三回、昭和二十九年一月二三日の第三回總會においては二部会と一特別委員会の設置を決定し、兩部会及び特別委員会は二十九年三月一六日及び一七日に第一回会合を行い、担当事項の審議を開始するに到つてゐる。

人口問題審議會令

(昭和二十八年八月十四日政令第百八十九号)

内閣は、厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)第二十九条第二項の規定に基き、この政令を制定する。

(所掌事務)

第一条 人口問題審議會(以下「審議會」といふ。)は、関係各大臣の諮問に依じて、人口問題に關し左に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認める事項について関係各大臣に意見を述べらるるものとする。

- 一 生活水準に關する事項
- 二 産業構造に關する事項
- 三 資源に關する事項
- 四 受胎調節に關する事項
- 五 國民の資質向上に關する事項
- 六 前各号に掲げるものの外、人口問題に關する重要事項

(組織)

第二条 審議會は、委員四十人以内で組織する。

2 審議會に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員二十二人以内を置くことができる。

(委員及び専門委員)

第三条 委員及び専門委員は、第一条各号に掲げる事項に關し学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、厚生大臣が任命する。

(任期)

第四条 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 専門委員は、当該専門の事項の調査審議が終了したときは、退任するものとする。

(非常勤)

第五条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第六条 委員のうちから互選された者は、会長として会務を總理する。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

(会議)

第七条 審議會は、会長が招集する。会長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議會を招集しなければならない。

2 審議會は、委員の三分の一以上が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 審議會の議事は、出席した委員の過半数で決し、可非同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第八条 審議會は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

第九条 審議會の部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

第十条 審議會の部会において、その部会に属する委員のうちから互選された者は、部会長として部会の事務を掌理する。

2 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会

に属する委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

(部会の会議)

第十一条 部会は、部会長が招集する。部会長

は、部会に属する委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、部会を招集しなければならない。

2 部会は、委員の三分の一以上が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 専門委員は、当該専門の事項につき、議事を開き、議決を行う場合には、前三項の規定の適用については、委員とみなす。

(幹事)

第十二条 審議会に、幹事十人以内を置くことができる。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生大臣が任命する。

3 幹事は、審議会の事務について行政機関との連絡にあたる。

4 幹事は、非常勤とする。

(庶務)

第十三条 審議会の庶務は、厚生大臣官房総務課において処理する。

(雑則)

第十四条 この政令に定めるものの外、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 厚生省組織令(昭和二十七年政令第三百八十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中第十一号を第十二号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 人口問題審議会に関すること。

参照条文

厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百十

一号)抄

第四条(抄) 厚生省は、社会福祉、社会保険及び

公衆衛生の向上及び増進を図ることを任務とし、左に掲げる国の行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

(中略)

六 人口問題に関する事務

第二十九条 左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
人口問題審議会	人口問題に関する重要事項について、関係各大臣の諮問に応じて調査審議し、及び関係各大臣に対し意見を述べること。

(以下略)

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び

委員その他職員については、他の法律(これに基く命令を含む。)に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

人口問題審議会部会及び特別委員会規程

(部会)

第一条 人口問題審議会令(昭和二十八年八月十

四日政令第百八十九号)第八条の規定に基づき、

人口問題審議会に左の部会を置く。

一 第一部会

二 第二部会

2 第一部会(人口収容力に関する部会)においては、左の各号に掲げる事項を審議する。

一 人口収容力に関する事項

二 人口の地域的分布に関する事項

三 生活水準に関する事項

3 第二部会(人口調整に関する部会)においては、左の各号に掲げる事項を審議する。

一 人口の量的調整に関する事項

二 人口の資質向上に関する事項

(特別委員会)

第二条 人口問題審議会令第十四条の規定に基づき、前条に規定する部会のほか、人口問題審議会に、人口白書に関する特別委員会を置く。

2 前項の特別委員会においては、わが国人口の現状及び将来並びにわが国人口問題の所在点について検討し、人口に関する年次報告書を作成するものとする。

人口問題審議会委員名簿

(五十音順)

- 1 安藤画一 (慶応大学教授)
- 2 飯沼一省 (国土総合開発審議会会長)
- 3 石井英之助 (全国販売農協同組合連合会会長)
- 4 石川一郎 (経済団体連合会会長)
- 5 石坂泰三 (東京芝浦電気株式会社会長)
- 6 一万田尚登 (日本銀行総裁)
- 7 江口美登留 (内閣官房副長官)
- 8 賀川豊彦 (中央児童福祉審議会委員)
- 9 木村忠二郎 (厚生事務次官)
- 10 斎藤那吉 (労働事務次官)
- 11 笹山忠夫 (森林資源総合対策協議会会長)
- 12 沢田節蔵 (世界経済調査会会長)
- 13 渋沢敬三 (日本経営者団体連盟常任理事)
- 14 下条康麿 (日本人口学会会長)
- 15 下村 宏 (人口問題研究会顧問)
- 16 田宮猛雄 (日本医師会会長)
- 17 寺尾琢磨 (慶応大学教授)
- 18 永井 亨 (人口問題研究会理事長)
- 19 長村貞一 (経済審議会次長)
- 20 那須 皓 (東京大学名誉教授)
- 21 野村兼太郎 (慶応大学教授)
- 22 浜口雄彦 (東京銀行頭取)
- 23 林 恵海 (東京大学教授)
- 24 福田邦三 (東京大学教授)
- 25 藤田藤太郎 (日本労働組合総連合会議長)
- 26 藤林敬三 (慶応大学教授)

本田親男 (毎日新聞社人口問題調査会長)

- 27 前田多門 (日本青英会会長)
- 28 松岡駒吉 (日本労働組合総同盟顧問)
- 29 宮崎太一 (前厚生事務次官)
- 30 村瀬直義 (日本中小企業団体連盟顧問)
- 31 村田省蔵 (大阪商船株式会社相談役)
- 32 村山道雄 (山形県知事)
- 33 森田優三 (二橋大学教授)
- 34 諸井貫一 (秩父セメント社長)
- 35 矢野一郎 (第一生命社長)
- 36 山際正道 (日本輸出銀行副総裁)
- 37 山高しげり (中央児童福祉審議会委員)
- 38 山中篤太郎 (二橋大学教授)
- 39 山本 杉 (中央教育審議会委員)
- 40 人口問題審議会専門委員名簿 (五十音順)
- 稲葉秀三 (国民経済研究協会理事長)
- 岡崎文規 (人口問題研究所長)
- 加用信文 (農林省農業総合研究所次長兼調査部長)
- 北岡寿進 (同学院大学教授)
- 古原芳雄 (公衆衛生院長)
- 館 稔 (人口問題研究所総務部長)
- 本多龍雄 (人口問題研究所調査部長)
- 美濃口時次郎 (名古屋大学教授)
- 山口正義 (厚生省公衆衛生局長)
- 久田 富治 (内閣総理大臣官房審議室統括事務官)

川瀬健治 (経済審議会総務部企画課長)

- 石井 喬 (外務省欧米局移民課長事務取扱)
- 宮川新一郎 (大蔵省大臣官房文書課長)
- 小山進次郎 (厚生大臣官房総務課長)
- 館 稔 (厚生省人口問題研究所総務部長)
- 田中 覚 (農林省大臣官房調査課長)
- 秋山武夫 (通商産業省大臣官房総務課長)
- 堀 秀夫 (労働省大臣官房総務課長)
- 川瀬健治 (経済審議会総務部企画課長)
- 石井 喬 (外務省欧米局移民課長事務取扱)
- 宮川新一郎 (大蔵省大臣官房文書課長)
- 小山進次郎 (厚生大臣官房総務課長)
- 館 稔 (厚生省人口問題研究所総務部長)
- 田中 覚 (農林省大臣官房調査課長)
- 秋山武夫 (通商産業省大臣官房総務課長)
- 堀 秀夫 (労働省大臣官房総務課長)

第一部会委員

委員

- 下村 宏
- 石井英之助
- 笹山忠夫
- 寺尾琢磨
- 那須 皓
- 藤田藤太郎
- 前田多門
- 永井 亨
- 村山道雄
- 山際正道
- 館 稔
- 稲葉秀三
- 加用信文
- 本多龍雄
- 安藤画一
- 下条康麿
- 飯沼一省
- 賀川豊彦
- 沢田節蔵
- 長村貞一
- 林 恵海
- 藤林敬三
- 村瀬直義
- 村田省蔵
- 森田優三
- 山中篤太郎
- 岡崎文規
- 美濃口時次郎

第二部会委員

委員

- 安藤画一
- 下条康麿

下村 宏 田宮 猛雄
 寺尾 琢磨 永井 亨
 浜口 雄彦 福田 邦三
 松岡 駒吉 宮崎 太一
 矢野 一郎 山崎 しげり
 山本 杉

専門委員

岡崎 文規 北岡 寿逸
 古屋 芳雄 館 稔
 本多 龍雄 山口 正義

人口白書に関する特別委員会委員

委員

下村 宏 寺尾 琢磨
 永井 亨 長村 貞一
 藤林 敬三 森田 優三
 山中 篤太郎

専門委員

稲葉 秀三 岡崎 文規
 加用 信文 館 稔
 本多 龍雄 美濃口 時次郎

財団法人・人口問題研究会の人口
 対策委員会第一回中間報告の発表

財団法人・人口問題研究会が昨昭和二八年六月以降人口対策委員会を設置して人口対策の検討に當つてきたことは前号本欄に記載のとおりであるが、同委員会は昨昭和二八年一月一日「今後の人口と就業」と題するその第一回中間報告を発表

した。報告本文および附屬資料の一部を再掲すれば以下のとおりである。

今後の人口と就業

1

最近のわが国人口の動きを見ると、今後二〇年にみない内に一億をこえるものと推計される。わが国にとつて、人口増加問題は今更のことではないとはいへ、戦争で国土も国外市場も一挙に狭くなつた今日、この大人口をどうかかえて行けるかは、これまでにない深刻な国民的課題であることはいふまでもないであろう。ところが人口の圧力に対して打つべき手を考えるに當り、この人口増加の中味にはこれまでと違つたところがあることに注意しなければならぬ。

2

最近の顕著な出生率の低下傾向が今後もひきつづき持続されるものと仮定して今後十数年（昭和四〇年ごろまで）の人口のふえ方を老若の年齢層にわけて推算してみると、全体としての人口増加にもかかわらず、一四才までの幼少年は逆に減少する（昭和二五年の二、九五〇万が一五年後には二、四三〇万になる。）このようなことはこれ迄の日本人の殆ど経験しなかつたことである。これに反して、一五才から六四才迄の活動期にある人々、いわゆる生産年齢人口と六五才以上の老年人口とは確実にふえる（生産年齢人口は昭和二五年の四、九六〇万が一五年後には六、六九〇万になり、老年人口は四一〇万が六〇〇万になる。）。

つまり、今後十数年のわが国人口は、幼少年人口部分では減り、生産年齢以上の人口部分でふえるという形をとるのである。

子供がこの十数年間に五三〇万程へるのだから、この部分の人口減少は国民の扶養負担の軽減、つまり人口圧力の減少になることは勿論である。しかし、それとひきかえに、否はるかに大きな割合で青壮年人口は今後十数年の間毎年平均して一一五万ずつふえる。これまでもこの年齢層は増加してきたのであるが、今後予想される年増加は、これまでのほぼ二倍に近い大増加である。

この中で仕事につかなければならない人口、すなわち要就業人口が従来の就業人口割合から計算してどの位になるかをみると、その増加は、年平均七五万位ずつであつて、これ亦従来の年々の職場増加数の二倍半という大きな増加になる。更にいかえると、就業機会の年増加を従来の約二倍半にし毎年七五万人分に及ぶ仕事をふやし、合計して十数年間には、一、一〇〇万人分の職場を新しくふやさねばならないという人口問題、これが今後暫くの人口圧迫の姿になるのである。

3

それでは、このように、年々七五万ずつ新しい仕事を規則的にふやして、十数年で一、一〇〇万人分の職場を新しく作り出すだけの力がわが国経済にあるであらうか。今假に、大正九年以来の国勢調査の数字を基にして産業別就業人口の発展の割合を将来にのばしてみると、昭和二五年から一五年間に各産業部門に新たに吸収される見込みの